

令和2年度 第1回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和2年4月24日(金) 午後4時00分～午後4時45分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 <u>12名</u> 欠席委員 <u>2名</u>	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	欠	8	土居 尚行	出
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出
	3	岡添 葛代	出	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	欠
議事録署名人	8	土居 尚行		10	西崎 梅一	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 1名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	澤近 英治		/		
	事務局職員	事務局長	吉村 克己			
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 議案第5号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の 承認について					

令和 2 年度第 1 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 2 年度愛南町農業委員会第 1 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 12 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 8 番、土居 尚行委員と 10 番、西崎 梅一委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 1 番、御荘和口 227 番 1 外 32 筆、地目・面積は田・1,216.39 m ² 、畑・35,632 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 0a でございます。 以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんが欠席のため、事務局よりご報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。
事務局	場所は、御荘和口が 23 筆、中浦が 10 筆となっております。譲渡人と譲受人は兄弟です。譲渡人は、現在大阪にお住まいです。譲受人でありますお兄さんが、すべての農地を買い受けて管理をしていきたいとのことで本申請に至りました。今後につきましては、農地として活用していきたい、ということでした。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 1 番、中玉 296 番、地目・面積は畑・31 m²でございます。転用目的は物置でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。</p>
委員	<p>この土地は建物があります。宿毛の方が、まず母屋を買いました。港に船をつないでおられて、新たに物置を買い増しされたいということです。296 番に建物が建っているのですが、地目が畑ということで、この申請が出ました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 1 番、御荘平山 1704 番 3、地目・面積は田・19 m²でございます。</p> <p>受付番号 2 番、御荘平山 1705 番、地目・面積は畑・142 m²でございます。</p> <p>いずれの場所も、平山バス停近くにありますがガソリンスタンドの国道を挟んだ前になります。対象地の調査年月日は令和元年 9 月 20 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用は見込まれないものと思われれます。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 2 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明</p>

させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号1番は再設定で、御荘菊川719番1、地目・面積は田・2,236㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は10年でございます。

受付番号2番は再設定で、御荘菊川2662番、地目・面積は畑・8,324㎡のうち2,500㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は2年でございます。

受付番号3番は再設定で、御荘和口499番、地目・面積は田・1,266㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号4番は再設定で、御荘長月363番1、地目・面積は田・3,055㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号5番は再設定で、御荘長月620番1、地目・面積は田・1,056㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号6番は再設定で、御荘長月863番1、地目・面積は田・1,983㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号7番は再設定で、僧都1861番1外6筆、地目・面積は田・7,366㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は10年でございます。

受付番号8番は再設定で、緑乙3302番外1筆、地目・面積は田・3,418㎡、畑・400㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号9番は再設定で、緑乙3393番外2筆、地目・面積は田・4,419㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号10番は再設定で、城辺甲2107番1外3筆、地目・面積は田・3,305㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は4年でございます。

受付番号11番は再設定で、城辺甲2365番2、地目・面積は田・811㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は1年でございます。

受付番号12番は再設定で、城辺甲2570番1、地目・面積は田・622㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は1年でございます。

受付番号13番は再設定で、城辺甲3422番1、地目・面積は田・600㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号14番は再設定で、城辺甲3422番2外1筆、地目・面積は田・4,158㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号15番は再設定で、増田4753番1外1筆、地目・面積は田・3,182㎡、賃貸借で生産物は水稻・たばこ、期間は5年でございます。

受付番号16番は再設定で、広見3346番、地目・面積は田・1,267㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号17番は再設定で、小山689番、地目・面積は田・1,696㎡、賃貸

	<p>借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 18 番は再設定で、中川 2024 番外 1 筆、地目・面積は田・1,744 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 19 番は再設定で、広見 829 番、地目・面積は田・864 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 20 番は再設定で、広見 1366 番、地目・面積は田・5,872 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 21 番は再設定で、中川 2087 番外 1 筆、地目・面積は田・2,127 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 22 番は再設定で、満倉 2151 番外 1 筆、地目・面積は田・1,749 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 23 番は新規で、緑乙 285 番外 1 筆、地目・面積は田・4,979 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 24 番は新規で、御荘菊川 131 番、地目・面積は田・782 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 25 番は再設定で、緑甲 633 番、地目・面積は田・994 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 26 番は再設定で、緑甲 634 番、地目・面積は田・2,114 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 26 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>次に議案第 5 号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、そして令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局

議案第 5 号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、そして令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について、ご説明させていただきます。

すでにお目通しのことと存じますので、簡潔に説明をさせていただきます。

お手許の資料「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧ください。

まず令和 2 年 3 月 1 日現在の、農業委員会の状況ですが、1 の農業の概要では、愛南町の各種農地の面積、農家戸数や、就農者、認定農業者数等を記載しております。2 の農業委員会の現在の体制では、新制度の体制としまして、項目ごとの農業委員数を記載しております。

次のページは、担い手への農地の利用集積・集約化に関する項目です。そのうち、2 の令和元年度の目標及び実績につきまして、集積目標の 320ha に対しまして、実績が 300ha ということで、目標には届きませんでした。年々、農家さんの高齢化が進んでおりますことが原因と考えられます。今後につきましては、特に優良農地を中心に地域の担い手への集積が進むよう、委員さん方々のご協力をお願いいたします。

次のページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進に関する項目です。そのうち、2 の令和元年年度の目標及び実績につきまして、参入目標の 2 経営体に対しまして、実績が 2 経営体ということで、こちらも目標には達しております。新規就農にあたりまして、おそらく収入面が一番のネックであろうかと考えられますので、今後とも、農林課の各種補助金・給付金事業の担当者や関係機関と連携して周知活動を図っていきたいと考えております。

次のページは、遊休農地に関する措置に関する評価です。平成 31 年度末の時点で全て解消しております。この項目は、今年の夏に、推進委員さん方にご協力をいただきました農地パトロールでの調査結果に基づくものです。

次のページは、違反転用への適正な対応についてです。このうち、2 の令和元年度の実績につきまして、違反転用面積は 0.90ha と、年度当初の面積から 2.46ha 減少しております。違反転用につきましては、農地法の規定を知らずに転用してしまったケースが多く、今後も継続して町のホームページや広報紙で周知活動を行いたいと考えております。

次のページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。1 の農地法第 3 条に基づく許可事務は、昨年度、愛南町農業委員会で審議しました 14 件の 3 条申請に関する項目です。2 の農地転用に関する事務は、同じく昨年度審議しました 42 件の 4 条 5 条申請に関する項目です。次のページ、3 の農地所有適格法人からの報告への対応は、農地法の規

	<p>定に基づく農業生産法人報告書の提出状況に関する項目です。4 の情報の提供等は、農業委員会による農地関連情報の提供に関する項目です。次のページ 7、8 は割愛させていただきます。</p> <p>次に、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)です。</p> <p>まず、農業委員会の状況につきましては、先ほど、元年度の際にご説明しましたので、割愛させていただきます。</p> <p>次のページ、担い手への農地の利用集積・集約化につきまして、2 年度の集積目標を、新規集積面積 30ha を含めて 320ha に設定しております。</p> <p>次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきまして、2 年度の目標を、2 経営体で 2ha と設定しております。</p> <p>次のページ、遊休農地に関する農地につきましては、元年度に新たに発生しました 0.1ha を目標解消面積に設定しております。</p> <p>最後に、違反転用への適正な対応といたしまして、現在把握しております違反転用面積が 0.90ha となっております。今後とも啓発活動や農地パトロール等により違反転用の発生防止に努めたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野 仁

議事録署名人

西崎 梅一

議事録署名人

土居 尚行